

今後発出する予定の通知等について

以下の通知等についても、関係団体との調整等が終わり次第、別途発出する予定としている。

| 通知名 | 年月日・発出番号 | 改正概要 |
|--|------------------------------------|---|
| 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について | 平成12年5月1日老発474 | 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の運用の改善を図るもの。 |
| 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに特定標準負担額の特例について | 平成12年3月28日老企50 | 介護保険法の施行前の費用徴収にあたって費用徴収基準において一定の水準以下に該当した者は、市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金の受給権を有する者に準ずる者として取り扱うこととするもの。 |
| 高額介護サービス費等の支給及び食事の標準負担額の減額認定等の運用について | 平成12年5月2日老介5 | 介護保険法施行令、介護保険法施行規則及び各告示で定める高額介護サービス費等並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用についての詳細を定めるもの。 |
| 境界層措置の運用の詳細について | 平成12年7月14日老介9 | 今般の改正により補足給付が導入されたことに関して境界層措置の運用に関し所要の改正を行うもの。 |
| 国民健康保険団体連合会規約例及び国民健康保険診療報酬審査委員会規程例について及び国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて | 昭和34年1月27日保発第6号 昭和39年1月20日保発第2号 | 介護保険法等の一部改正により居住費及び食費を保険給付の対象外としたことに伴う国保連事務等の見直しを行うもの。 |
| 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について | 平成11年9月17日老企第25号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、利用料、ユニット等の規定を見直すもの。 |
| 介護保険の給付対象事業における会計の区分について | 平成13年3月28日老振発第18号 | 居住費(滞在費)、食費の導入に伴い、介護老人福祉施設、介護老人保健施設における会計の勘定項目等の見直しを行うもの。 |
| 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて | 平成12年3月30日老企第54号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う条ずれ等の技術的な見直しを行うもの。 |
| 介護老人保健施設会計・経理準則の制定について | 平成12年老発378 | 食費及び居住費の見直しに伴う勘定科目の変更するもの。 |
| 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて | 平成12年3月10日老計第8号 | 食費及び居住費の見直しに伴う勘定科目を変更するもの。 |
| 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について | 平成12年12月19日社援施49号・老計55号 | 食費及び居住費の見直しに伴う勘定科目の変更するもの。 |

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 地域介護・福祉空間整備等交付金の実施について | 平成17年5月6日老発第0506001号 | 用語の見直し(「小規模生活単位型」→「ユニット型」)。 |
| 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について | 平成15年5月9日老計発第0509001号 | 廃止 |
| ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置の実施について(局長通知)※新規発出予定 | | 今般の施設給付の見直しによる介護報酬の改定に伴う、居住費に係る低所得者の利用者負担増の激変を緩和する観点から、平成18年3月31日までの暫定措置として、社会福祉法人による利用者負担軽減制度を活用した特例措置を講ずることとするもの。 |
| 介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について | 平成12年8月9日事務連絡 | 介護保険法の改正に伴い保険給付外となる施設サービスの居住費食費について、消費税非課税とする(特別な居室の提供及び特別な食事の提供を除く) |

地域包括支援センターに関するQ&A

平成17年9月7日

(問1) 地域包括支援センターの設置主体はいつ頃までに決めればよいのか。

(答)

- 1 平成18年4月から新予防給付を施行する市町村は、それまでに地域包括支援センターを設置する必要があるため、できるだけ速やかに「地域包括支援センター準備委員会」、「地域包括支援センター運営協議会」を立ち上げ、センターの設置箇所数や運営主体などについて協議することが必要である。
- 2 その際、介護保険法一部改正法案の国会審議の際の附帯決議(※)の趣旨も踏まえ、地域の実情に応じて、センターの機能が十分に発揮されるような運営主体を選定することが必要である。

(※)

○介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(平成17年4月27日衆議院厚生労働委員会)(抜粋)

三 地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。

○介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(平成17年6月16日参議院厚生労働委員会)

十二 地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化した上で、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。また、専門職の配置については、その資格について経過措置を設けるなど、地域の実情を踏まえた人材の確保ができるように十分配慮するとともに、主任ケアマネジャー(仮称)については、介護現場での経験を重視し、適切なケアマネジメントを行える人材を登用すること。

※ 平成18年4月から新予防給付を施行しない場合であっても、その施行時期は、次期介護保険事業計画の策定作業の前提となるため、施行時期とその施行延期のための条例制定の有無を早期に決定することが必要である。

(問2) 6月27日に示した「地域包括支援センターの人員配置基準の基本的考え方(案)」(以下「配置案」という。)のうち、小規模市町村に関する基準をどのような場合に適用できるのか。

(答)

- 1 地域包括支援センターの担当区域については、地域包括支援センター運営協議会において決定することとなる。
- 2 その際、運営協議会は、できる限り担当区域が小規模にならないよう、配置案Ⅰの基準を満たすセンターが設置されるように検討していくことが必要であると考えている。
- 3 しかしながら、市町村合併や広域連合のほか、そうした形態の保険者ではなくても、人口規模が小さいが面積が大きい区域が存在する等の地理的な制約等があるために、配置案Ⅰの基準を満たすセンターを設置したのでは、効果的に包括的支援事業が行えないと、運営協議会が了承した場合には、配置案の小規模市町村の基準(Ⅱ～Ⅳ)を適用することもやむを得ないものと考えている。
- 4 いずれにせよ、この基準は、体制に関する基準であり、包括的支援事業の4機能をこの体制で果たすことが前提である。